

平成 27 年 9 月 14 日

お客様各位

株式会社ダイヤモンドソサエティ
代表取締役社長 中田将道

箱根山噴火警戒レベル 2 への引下げに関する対応について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大涌谷周辺の火山活動に伴い、平成 27 年 6 月 30 日(火)から噴火警戒レベルを 3(入山規制)に引き上げておりましたが、平成 27 年 9 月 11 日(金)午後 2 時 00 分に気象庁から噴火警戒レベルを 2 (火口周辺規制)へと引き下げる発表がありました。

箱根山では、6 月 29 日から 30 日の間、および 7 月 1 日にごく小規模な噴火が発生しましたが、それ以降、噴火は発生していません。火山性地震は 7 月以降減少しており、少ない状態で経過しています。また、火山性微動は、6 月 29 日以降は観測されていません。

GNSSによる地殻変動の観測では、9月10日の解析結果により、4月から見られていた基線の伸びは、8月下旬頃から停滞し、山体膨張は停止したものと考えられます。

以上のことから、箱根山の火山活動は低下しており、今後、大涌谷周辺の想定火口域を超えて影響を及ぼす噴火の可能性は低くなっていると考えられます。

今後、箱根町をはじめとする関係機関により警戒区域内の安全が確認された後、警戒区域の縮小と交通規制の一部解除が行われる見通しです。

ダイヤモンド箱根ソサエティ及び、ダイヤモンドドギーズパーク箱根につきましては、通常通り営業いたしております。

なお、本件につきましては気象庁及び箱根町等により発表されます最新の情報に基づき適宜判断して参ります。お客様の安全・安心を最優先させていただくため、状況に応じて弊社ホームページ上にてお伝えさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

参考：噴火警戒レベルの説明

- 【レベル 5 (避難)】：危険な居住地域からの避難等が必要。
- 【レベル 4 (避難準備)】：警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。
- 【レベル 3 (入山規制)】：登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。
状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。
- 【レベル 2 (火口周辺規制)】：火口周辺への立入規制等。
- 【レベル 1 (平常)】：状況に応じて火口内への立入規制等。

以 上

大涌谷周辺の警戒区域が縮小されました

噴火警戒レベルが2に引き下げられたことに伴い、大涌谷周辺の警戒区域が縮小されました。現在、想定火口域（半径440mから530m）の楕円エリアと、県道734号（大涌谷小涌谷）大涌谷三叉路から大涌谷園地駐車場までを警戒区域として設定されています。

